

「つなごるまい蟹江」利用規約

蟹江町民生部高齢介護課

海部医療圏広域医療・介護・福祉ネットワーク「つながろまい海部津島」

蟹江町支部（つながろまい蟹江）利用規約

第 1 章 総則

（定義）

第1条 本規約は、海部医療圏広域医療・介護・福祉ネットワーク「つながろまい海部津島」（以下、「つながろまい海部津島」という。）利用規約第5条に基づき、蟹江町において「つながろまい海部津島」を適正かつ円滑に運営するために、利用に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（蟹江町における協議会支部の運営）

第2条 「つながろまい海部津島」利用規約第5条に定める協議会支部の運営は、蟹江町が行う。（以下、「蟹江町支部」という。）

2 「つながろまい海部津島」利用規約第5条第4項に基づき、協議会支部単位のネットワーク名称において、蟹江町支部においては「つながろまい蟹江」を用いることとする。

3 「つながろまい海部津島」利用規約第5条第2項について、蟹江町支部では、「蟹江町 ICT ワーキンググループ」（以下「ワーキンググループ」という。）が、「つながろまい蟹江」の運営のための意思決定、各種審議と諮問を行うものとする。

第 2 章 利用に関する事柄

（利用事業所等の範囲）

第3条 「つながろまい蟹江」を利用できる事業所等（以下、「利用施設」という。）は、医療法（昭和23年法律第205号）における医療提供事業所及び、地域包括ケアに係る事業所と、その他蟹江町が認めた事業所とする。

2 前項における事業所等において、「つながろまい蟹江」を利用することができる者（以下、「利用者」という。）は、当該事業所等に属する者のみとする。

(利用の申請)

第4条 「つながろまい蟹江」の利用を希望する事業所等は、当該事業所における施設責任者（以下、「施設責任者」という。）がポータルサイトからオンラインで申請、又は蟹江町へ連絡する。

2 「つながろまい海部津島」利用規約第34条について、同条に基づいて施設責任者が参加同意書を申請する際は、蟹江町に提出するものとし、参加同意書の提出を以て、申請した事業所は本規約についても同意したものとする。

3 利用者は、本条で定めた「つながろまい蟹江」の利用申請と同時に、利用者管理システムに登録されている自らの事業所の情報を提供するものとする。

(利用権の設定)

第5条 蟹江町は、「つながろまい蟹江」の利用を希望する事業所等の利用者の個人毎に専用の利用者識別番号（以下、「ユーザーID」という。）と暗証番号（以下、「パスワード」という。）付与を行う。

2 利用者は、施設責任者の責任のもと、パスワードを自らの責任で管理し、必要に応じて変更するものとする。

(申請内容の変更等)

第6条 施設責任者は、人事異動その他の状況変化により、申請した内容に変更が生じた場合は、ポータルサイトからオンラインで変更、又は速やかに蟹江町へ連絡するものとし、蟹江町は、必要な変更登録を行う。

(利用の廃止)

第7条 利用事業所等が、「つながろまい蟹江」の利用を廃止する場合は、ポータルサイトからオンラインで申請、又は、蟹江町へ連絡するものとし、蟹江町は、必要な廃止手続きを行う。

(ユーザーID、パスワードの再発行)

第8条 利用者は、自己のユーザーID又はパスワードが不明となった場合は、施設責任者がポータルサイトからオンラインで再発行、又は、蟹江町へ連絡するものとし、蟹江町は、当該ユーザー

I D 及びパスワードの付与等、必要な手続きを行う。

(対象者情報の取り扱い)

第 9 条 「つながろまい海部津島」第 12 条第 1 項について、かかりつけ医・ケアマネージャー等は、「つながろまい蟹江」を利用して患者に関する情報を、他の利用者と共有する場合は、同意書により、対象者本人（未成年又は同意困難の場合はその家族）の同意を得るものとする。

2 「つながろまい海部津島」第 12 条第 2 項について、「つながろまい蟹江」に保管された情報を対象者本人（未成年又は同意困難の場合はその家族）から削除の申し出があった場合は、速やかに蟹江町に連絡をする。蟹江町は、当該データの削除を行う。

第 3 章 ワーキンググループ

(ワーキンググループでの協議事項)

第 10 条 ワーキンググループは、次の各号に該当する内容を協議する。

- (1) ポータルサイトサービスで一般公開する利用施設の情報
- (2) 「つながろまい海部津島」利用規約第 20 条に基づく報告について、臨時のワーキンググループを召集し、事故防止対策および協議が必要と判断された場合
- (3) 「つながろまい蟹江」に登録した利用者が、「つながろまい海部津島」利用規約第 30 条第 2 項に該当し、利用施設の登録の廃止又は利用者としての資格の停止をすべきであると蟹江町が判断した場合

(ワーキンググループへの報告事項)

第 11 条 蟹江町は、次の各号に該当する場合、ワーキンググループへその内容を報告する。

- (1) 海部医療圏市町村在宅医療連絡協議会及び協議会支部、並びに契約事業者が「つながろまい海部津島」利用規約第 28 条第 1 項又は第 2 項に基づき利用権の一時停止をした場合
- (2) 連絡協議会及び契約事業者が「つながろまい海部津島」利用規約第 29 条第 1 項又は第 2 項に基づきサービスの一時停止をした

場 合

(サービスの中止)

第 13 条 ワーキンググループは、蟹江町と協議した上で、利用者に少なくとも 3 か月前に予告をした上で、「つながろまい蟹江」のサービス提供を中止することができる。

(実験・開発目的での利用)

第 14 条 蟹江町において、「つながろまい海部津島」利用規約第 33 条に定めた実証実験を行おうとする者は、蟹江町及びワーキンググループの承認を得るとともに、蟹江町及びワーキンググループの指示した利用条件を遵守しなければならないこととする。

(規約の変更)

第 15 条 蟹江町は、ワーキンググループにおいて協議した上で、本規約の諸規程の制定、改案を行うことができるものとする。

- 2 前項の場合において蟹江町は、必要に応じて契約事業者と協議するものとする。
- 3 第 1 項の変更を行った場合、蟹江町は、ポータルサイトサービス等を通じて利用者へ変更内容を周知するものとする。
- 4 第 1 項に定める利用規約の変更後に、利用施設及び利用者が「つながろまい蟹江」を利用した場合、変更後の利用規約に同意したものとみなす。

附 則

本規約は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。